

## 仲裁法等の改正に関する論点の補充的検討（４）

## 第１ 調停による和解合意に執行力を付与することの正当化根拠

5 調停による和解合意に執行力を付与することの正当化根拠について、どのように考えるか。また、正当化根拠を踏まえ、執行力を付与し得る対象となる和解合意の範囲について、どのように考えるか。

（説明）

## 1 調停による和解合意に執行力を付与することの正当化根拠

10 どのような文書を債務名義として認めるかについては、立法政策に委ねられるものとされるが、債務名義が強制執行という債務者の財産権への侵襲を基礎づけるものである以上、それを正当化するに足りだけの実質を備えた文書であることが要請される。このような理解を前提に、これまでの本部会における議論では、調停による和解合意に執行力を付与することを正当化し得る実質的根拠について、紛争解決の在り方  
15 に関する当事者の意思の尊重という観点から、次のように整理されていた。

すなわち、当事者が、既に紛争が生じている状況において、その紛争を友好的に解決しようとの意思をもって、解決を強制する権限を有しない独立かつ公平な第三者である調停人の関与の下で調停手続を行い、その手続の結果として当事者間に和解が成立した場合（この点において、相対の和解とは区別し得る。）には、当該和解は、当事者の真意に基づくものであって、その当事者間における権利義務関係が蓋然性をもって存在しているものと認めることができる上、その当事者は、当該和解の内容に拘束されることを受忍しているものと評価することができる。加えて、和解そのものとは別に、当該和解に基づいて民事執行をすることができるとの合意を要求することで、より正当性を確保することができる。

25 そして、当事者間の潜在的な力の不均衡等が想定され得る消費者紛争、個別労働関係紛争及び家事紛争を適用対象から除外した上、類型的に和解の真正性に疑義が生じる事由や、和解の内容及びその成立に至る手続に照らして我が国における民事執行を許すことが相当でないと認められる事由を執行拒否事由として規定し、個別の事案に応じ、裁判所の関与する執行決定の手続において当該事由の存在が立証された場合等に執行を拒否することができるものとすることによって、懸念される弊害を可能な限り排除することができる。

30 これらの枠組みを設けることにより、総じて、調停による和解合意に執行力を付与し得ることにつき、実体的正当性及び手続的正当性を確保することができるものと考

えられる。

このように整理することについて、どのように考えるか。

## 2 既存の債務名義との比較

我が国の現行法において、私人間の合意が直ちに債務名義となるものとして、裁判  
5 上の和解が記載された調書（民事訴訟法第267条，民事執行法第22条第7号）や，  
民事調停において成立した合意が記載された調書（民事調停法第16条，民事執行法  
第22条第7号），執行証書（同条第5号）を挙げることができるが，これらは，全  
て公的な機関が作成した公文書である。そこで，私人間の和解合意に執行力を付与す  
るためには，既存の債務名義との整合性を図る観点から，当事者間の合意の尊重とい  
10 う点に実質的根拠を求めるだけでは足りず，むしろ，公的機関に代わり得る者が調停  
に關与することが必要であるとの考え方があり得る。

他方，シンガポール条約においては，調停人の資格等について何ら制限は設けられ  
ておらず，同条約と整合的な規律を国内法制として整備することを構想するのであれ  
ば，前記のような既存の債務名義との比較において，和解合意に執行力を付与するこ  
15 との正当化根拠につき，どのように整理することができるか。例えば，仲裁法上，仲  
裁人の資格等については何ら制限が設けられておらず，仲裁手続において当事者間に  
和解が成立し，仲裁廷がその合意を内容とする決定をしたときは，当該決定は仲裁判  
断と同様の効力を有し，裁判所による執行決定を経ることによって債務名義となる  
20 ところ（仲裁法第38条第1項・第2項，民事執行法第22条第6号の2），これと同  
様に裁判所による執行決定の手続を設ける制度を構想することにより，執行力を付与  
することを正当化することができるとの考え方があり得る。その一方で，調停は，調  
停人による關与の形態が不明確であることなどから，相対の和解との対比において，  
調停（調停人）の範囲の外延を適切に画することが困難であるとして，仲裁と同列に  
論じることはできないとの考え方もあり得る。

## 3 執行力を付与し得る和解合意の範囲

前記2において，仮に，調停人の資格等に制限を設けなくとも，調停による和解合  
意に執行力を付与することが許容されると整理することができるのであれば，執行力  
を付与し得る和解合意の範囲について，「国際性」を有しない和解合意にのみ，認証  
紛争解決手続により成立したものなど一定の制限を設けることについて，正当化根拠  
30 との関係でどのように整理することになるか。

これまでの本部会における議論では，国際商事の分野において調停が実施される場  
面では，多くの場合，一定額以上の商取引に関する紛争について，当事者双方に法曹  
有資格者等の専門家が手続代理人として選任され，そのような当事者が選任した専門  
家調停人が調停手続を主宰しているとの実情がある一方，国内事案においては紛争の  
35 性質や当事者の特性等に様々なものが想定されることから，一律に執行力を付与し得

る対象とすることについて慎重な検討が必要であるとして、「国際性」を有しない和解合意についてのみ、対象となる和解合意に一定の制限を設けることが考えられるとの意見が多くみられた。もっとも、仮に、現在の国際商事の分野における調停の実情が前記のようなものであるとしても、その点に関しては何らの制度的保障もなく、単に事実上そのような調停が多いというにとどまる。そもそも、調停は仲裁に比べて利便性が高く、その有用性が注目されていることや、世界的にODRの活用が増えていることなどを踏まえると、今後、様々な特性の当事者が様々な性質の紛争について国際調停を利用するようになる可能性は十分考えられる。そうであるにもかかわらず、「国際性」の有無により調停人の資格等に関して異なる規律を設けることについて、

どのように整理することになるか（注）。

（注）仮に、我が国の既存の制度との整合性を図る観点から、認証紛争解決手続により成立した和解合意に限って執行力を付与し得ることとするとしても、「国際性」を有する和解合意についても、我が国の法務大臣によって認証された民間事業者が和解の仲介を行ったものに限定することとすれば、国際的におよそ受け入れられ難い制度となる上、シンガポール条約は、調停人の資格等につき何ら制限を設けていないことから、同条約の規律に抵触することとなり、同条約の締結も実現できなくなる。そこで、「国際性」を有する和解合意については、我が国の認証制度に代替するものとして、調停モデル法やADR法等を参考に、調停人に対し、公平に調停手続を実施する義務や、公正性又は独立性に疑いを生じさせる事由の有無を開示する義務等を課す規律を設けることとするについて、どのように考えるか。

## 第2 和解合意の執行拒否事由と請求異議事由

### 1 請求異議の訴えにおける執行拒否事由の主張の可否

調停による和解合意について、裁判所における執行決定によって執行力を付与する制度を構想した場合、確定した執行決定のある和解合意につき、請求異議の訴えにおいて執行拒否事由を請求異議事由として主張することの可否について、どのように考えるか。

### 2 執行拒否事由と請求異議事由との関係

前記1において、請求異議の訴えにおいて執行拒否事由を主張することができるとした場合、執行拒否事由と請求異議事由とが重複することについて、どのように考えるか。

【参考】中間試案で提案された執行拒否事由

- ① 和解合意が、当事者の行為能力の制限により、その効力を有しないこと。
- ② 和解合意が、当事者が合意により和解合意に適用すべきものとして有効に指定した法令（当該指定がないときは、裁判所が和解合意について適用すべきものと判断

する法令)によれば、当事者の行為能力の制限以外の事由により、無効であるか、失効しているか、又は履行不能であること。

③ 和解合意が、それ自体の文言によれば、拘束力がないか、又は終局性がないこと。

④ 和解合意が、事後的に変更されたこと。

5 ⑤ 和解合意に基づく義務が履行されたこと。

⑥ 和解合意に基づく義務が明確でないか、又は理解することができないこと。

⑦ 和解合意に基づく民事執行が当該和解合意の文言に反すること。

⑧ 調停人に、調停人又は調停に適用される規範に対する重大な違反があり、当該違反がなければ当事者が当該和解合意をするに至らなかったこと。

10 ⑨ 調停人が、調停人の公正性又は独立性に疑いを生じさせるおそれのある事実を当事者に開示せず、当該不開示による重大又は不当な影響がなければ当事者が当該和解合意をするに至らなかったこと。

⑩ 和解合意に基づく民事執行が、日本における公の秩序又は善良の風俗に反すること。

15 ⑪ 和解合意の対象である事項が、日本の法令によれば、和解合意の対象とすることができない紛争に関するものであること。

(説明)

#### 1 請求異議の訴えにおける執行拒否事由の主張の可否

20 (1) 請求異議の訴え(民事執行法第35条)とは、債務者が、特定の債務名義に表示された請求権の存在・内容についての異議、又は裁判以外の債務名義の成立についての異議を主張し、当該債務名義の執行力が排除されること(当該債務名義に基づく強制執行が許されないこと)を求める訴えである。請求異議の訴えにおいては、請求権の発生を妨げる事由(契約の不成立、無効等)や請求権を消滅させる事由(弁済、契約の解除等)、請求権の効力を排斥する事由(履行条件の変更等)、請求権

25 の行使を妨げる事由(不執行の合意等)を主張することができるほか、裁判以外の債務名義については、債務名義の成立の瑕疵(和解における意思表示の瑕疵等)を主張することができるとされている(同条第1項)。ただし、確定判決等の既判力を伴う債務名義についての異議事由は、その基準時以後に生じたものに限られている(同条第2項)。

30 (2) 中間試案では、調停による和解合意に基づく民事執行をするためには、裁判所による執行決定の経路を経る必要があり、同手続において、裁判所が執行拒否事由の有無を判断するとの規律が提案されている(注1)。このような規律を設けることを前提として、確定した執行決定のある和解合意が債務名義となった場合に、請求異議の訴えにおいて執行拒否事由を請求異議事由として主張することができるか、

35 問題となり得る。

まず、調停による和解合意は既判力を有するものではなく、民事執行法第35条第2項の適用はないものと考えられることから、中間試案で提案された執行拒否事由のうち、「請求権の存在又は内容」（同条第1項前段）についての異議事由に該当するもの（注2）については、請求異議の訴えにおいて主張することができるとの考え方があり得る。

また、中間試案で提案された執行拒否事由のうち「請求権の存在又は内容」についての異議事由に該当しないものが存在するとしても、「裁判以外の債務名義の成立」（同条第1項後段）についての異議事由として主張することができるとの考え方があり得る。ただし、この考え方に対しては、確定した執行決定のある和解合意をもって債務名義とする以上、文理上、「裁判以外の債務名義」には当たらないのではないかとの反論があり得るところである（注3）。

- (3) 以上を踏まえ、確定した執行決定のある和解合意につき、請求異議の訴えにおいて執行拒否事由を請求異議事由として主張することの可否について、どのように考えるか。

(注1) 調停による和解合意そのものは執行力を有するものではなく、執行決定の申立てを形成的裁判の申立てであると捉え、執行決定の形成力により原始的に執行力が付与されるものと考えられる。

(注2) 中間試案で提案された執行拒否事由の全てが「請求権の存在又は内容」についての異議事由に該当するかについては、議論があり得るものと考えられる。なお、仮に、執行拒否事由のうち「請求権の存在又は内容」についての異議事由に該当しないものがあるとの考え方に立つとすれば、和解合意の「援用」の規律との関係を整理する必要性が生じ得る。すなわち、これまでの部会における議論では、ある紛争について調停による和解合意が成立した後に提起された訴訟において、和解合意の存在が抗弁として主張されたとしても、執行拒否事由は再抗弁事由に該当することを前提として、「援用」の規律を設けることは不要であると整理していた。しかしながら、執行拒否事由のうち「請求権の存在又は内容」についての異議事由に該当しないものがあるとするれば、当該執行拒否事由は当然には再抗弁事由とはならないとも考えられることから、「援用」の規律を設けることの要否が問題となり得る。

(注3) 請求異議の訴えにおいて、仲裁判断の成立についての事由を主張することができるかが争われた事案において、民事執行法第35条第1項後段が「裁判以外の債務名義」につき、その成立を請求異議の訴えで争えることとした趣旨は、裁判である債務名義及び裁判によって完成する債務名義は上訴、異議等によってその成立を裁判手続の過程において争う手段が与えられているのに対して、裁判以外の債務名義についてはその成立を争うこれらの手段が通常存在しないために請

求異議の訴えをもって争うことを認めたものと解され、ここにいう「裁判」は、判決に限らず、決定や命令を当然に含むものであるとし、このような趣旨からすれば、仲裁判断の成立の瑕疵は執行決定を求める申立ての手續において争うことができ、執行決定に対して即時抗告をすることもできる（仲裁法第46条第10項、第44条第8項）のであるから、「確定した執行決定のある仲裁判断」は同項後段の「裁判以外の債務名義」に当たらないとした裁判例がある（東京高判平成29年5月18日LLI／DB判例秘書判例番号L07220135。東京地判平成28年7月13日判タ1437号200頁の控訴審）。この裁判例の判断を前提とすると、今般構想している制度においても、仲裁判断と同様、和解合意の成立の瑕疵は執行決定を求める申立ての手續において争うことができ、執行決定に対して即時抗告をすることもできるとの規律を設けることとしているため、確定した執行決定のある和解合意は、同項後段の「裁判以外の債務名義」には該当しないとの考え方があり得る。

## 2 執行拒否事由と請求異議事由との関係

(1) 仮に、前記1において、確定した執行決定のある和解合意に関し、請求異議の訴えにおいて執行拒否事由を主張することができるとの考え方に立つ場合には、中間試案で提案されている執行拒否事由と請求異議事由とは、全部又は一部が重複することになるから、両者の関係をどのように整理するかが問題となり得る（注4）。

この点について、両者の重複はできる限り避けるべきであり、請求異議事由に当たり得る事由については、執行決定の手續ではなく、請求異議の訴えで争わせれば足りるとの考え方に立つ場合には、和解合意の債務者は、執行決定の手續において、当該事由を執行拒否事由として主張することできないこととなるから、執行決定が確定した後に、別途請求異議の訴えを提起する必要がある、債務者に提訴の負担を負わせることになる。

これに対し、中間試案で提案された執行拒否事由は、調停による和解合意に執行力を付与し得ることの正当化根拠との関係で、類型的に和解合意の真正性に疑義が生じる事由等として規律するものであるから、両者が重複することはやむを得ないとの考え方もあり得る（注5）。この考え方に立つ場合には、和解合意の債務者が、執行決定の手續において執行拒否事由の存在を主張し、裁判所がその主張を一度排斥したにもかかわらず、債務者は再度同一の事由を主張して請求異議の訴えを提起することができることとなり、債権者の迅速な権利救済が妨げられるおそれもある。

(2) 以上を踏まえ、執行拒否事由と請求異議事由との関係について、どのように考えるか。また、仮に、請求異議事由に当たり得る事由（このうち和解合意の真正性とは無関係である事由）については、執行拒否事由から除き、専ら請求異議の訴えにおいて主張させるべきであるとの考え方に立つ場合には、中間試案において提案さ

れた執行拒否事由のうち、どの事由を執行拒否事由から除外するのが相当であると考えられるか。

(注4) 中間試案で提案された執行拒否事由⑩及び⑪については、調停が当事者の意思に基礎を置くものであるとはいえ、調停による和解合意の内容を我が国において強制的に実現することが禁止されるべき事由であることから、執行拒否事由として規律する必要があると考えられる（だからこそ、職権調査事項と位置付けられているものと考えられる。）。

(注5) このような考え方に立つ場合であっても、和解合意の真正性とは無関係であると思われる事由（例えば執行拒否事由⑤など）については、執行拒否事由として規律せず、請求異議の訴えで主張すべき事由であると整理するとの考え方もあり得る。

### 第3 和解合意の執行決定の申立てに係る事件に関する規律

#### 1 管轄

和解合意の執行決定の申立てに係る事件について、当該事件の被申立人の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所が東京高等裁判所、名古屋高等裁判所、仙台高等裁判所又は札幌高等裁判所の管轄区域内に所在する地方裁判所（東京地方裁判所を除く。）の場合には東京地方裁判所にも、大阪高等裁判所、広島高等裁判所、福岡高等裁判所又は高松高等裁判所の管轄区域内に所在する地方裁判所（大阪地方裁判所を除く。）の場合には大阪地方裁判所にも、競合管轄を認めることについて、どのように考えるか。

(説明)

中間試案では、和解合意の執行決定の申立てに係る事件について、①当事者が合意により定めた地方裁判所、②当該事件の被申立人の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所、③請求の目的又は差し押さえることができる債務者の財産の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に専属するとの規律が提案されている。本文1は、これらの地方裁判所に加え、当該事件の被申立人の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所（前記②）に応じて、東京地方裁判所又は大阪地方裁判所にも競合管轄を認めるとの規律を設けることの可否を問うものである。

この点に関し、中間試案では、仲裁法上の仲裁判断や暫定保全措置の執行決定の申立てに係る事件につき、前記①ないし③の地方裁判所等に加え、東京地方裁判所又は大阪地方裁判所にも競合管轄を認めるとの規律を設けることが提案されている。この規律が提案された趣旨は、現行法上の土地管轄の規律を維持しつつ、国際仲裁事件のような専門技術性の高い事件を念頭に、裁判所における専門的な事件処理態勢を構築し、手続の一層の適正化及び迅速化を図ろうとする点にある。

そこで、和解合意の執行決定の申立てに係る事件について、仲裁判断等の執行決定の申立てに係る事件と同種、同程度に専門技術性があると考えるのであれば、本文1のような規律を設けるとの考え方があり得る（本文1では、差し当たり、前記②に応じた競合管轄の規律を想定しているが、前記①又は③に応じた競合管轄の規律を排除するものではない。また、前記①から③までの管轄原因によっても管轄裁判所が定まらないときに、最高裁判所規則で定める地を管轄する地方裁判所に管轄権を認めるとの規律を設けるとの考え方もあり得る。）。

他方、仲裁法は、「国際性」の有無により適用される規律に区別はないことから、仲裁地が日本国内にあるか否かを問わず、全ての仲裁判断等の執行決定の申立てに係る事件について適用される規律として提案されているが、仮に、今般の新たな枠組みにおいて、執行力を付与し得る和解合意の範囲又は要件につき、「国際性」の有無により異なる規律が適用されることを構想するのであれば、「国際性」を有する和解合意の執行決定の申立てに係る事件に限り、東京地方裁判所や大阪地方裁判所の専属管轄又は競合管轄とする規律を設けるとの考え方もあり得る。

なお、仲裁関係事件手続と同様、「国際性」の有無に限らず、全ての和解合意の執行決定の申立てに係る事件について一律に競合管轄の規律を設けるのであれば、特に国内の事案においては、被申立人の管轄の利益を害するおそれがあることから、そのような場合を念頭に、裁量移送に関する規律を設けることも併せて検討する必要があるものと考えられる。

以上を踏まえ、和解合意の執行決定の申立てに係る事件における管轄の規律について、どのように考えるか。

## 2 外国語資料の訳文添付の省略

和解合意の執行決定の申立てに係る事件において、外国語で作成された和解合意及び書証の訳文添付につき、一定の場合にその省略を認めることについて、どのように考えるか。

(説明)

中間試案では、和解合意の執行決定を求める申立てをするときは、和解合意の日本語による翻訳文を提出しなければならないとの規律が提案されているところ、仲裁判断等の執行決定の申立てに係る事件を始めとする仲裁関係事件手続については、一定の場合に、外国語で作成された仲裁判断書の全部又は一部及び外国語で作成された書証の訳文添付の省略を認める規律が提案されていることを参考に、和解合意の執行決定の申立てに係る事件についても、これと同様の規律を設けることの可否を問うものである。

仲裁関係事件手続について前記の規律が提案された趣旨は、仲裁手続では、我が国を仲裁地とするものであっても、当事者間において日本語以外の言語（とりわけ英語）を

使用するとの合意がされることが多く、書証も英語で作成される例も多く見られるところ、訳文添付の省略を許容することにより当事者の負担軽減を図り、もって国際仲裁の活性化を図ることにある。世界的に国際仲裁と国際調停との相互利用が図られていることに照らすと、調停においても、外国語が使用され、和解合意及び書証も外国語で作成される例が多くなることが想定される。そして、国際調停の活性化は国際仲裁の活性化にも資するものであるから、和解合意の執行決定の申立てに係る事件についても、仲裁関係事件手続と同様、当事者の負担軽減を図る観点から、一定の場合に訳文添付の省略を認める規律を設けることも考えられる。

この点について、どのように考えるか。